

2024年01月10日

お客様各位

補助金メンター関連サービスのご請求方法変更について

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は匠ワランティアンドプロテクション株式会社（以下「弊社」といいます）が提供する「補助金メンター関連サービス」（以下「対象サービス」といいます）をご利用いただきまして厚くお礼申し上げます。

この度、誠に勝手ながら、下記のとおり対象サービスの月額利用料金のご請求方法を変更させていただくこととなりました。

■利用料金のご請求に係る変更

現在 対象サービスに係る月額ご利用料金について、ご利用月の翌月末日を支払期限としてお客様に請求させていただいておりましたが、2024年03月の利用料金の請求から、ご利用当月の末日を支払期限とした請求に変更させていただきます。

- 例）・2023年12月ご利用分：2024年01月末日を支払期限として、ご登録のお支払い方法により請求。
・2024年02月ご利用分：2024年03月末日を支払期限として、ご登録のお支払い方法により請求。
・2024年03月ご利用分：2024年03月末日を支払期限として、ご登録のお支払い方法により請求。
※2024年03月のご請求は、2024年02月・2024年03月ご利用分の2ヵ月分となります。

■ご請求 未払い時の対応変更

現在 ご利用料金の請求に対して、料金のお支払いがなされない(ご登録のお支払い方法で決済が出来ない)場合、ご請求月の翌月に、コンビニエンスストアお支払い用の請求書をお客様に発送しておりましたが、2024年03月に行う請求（2024年02月、2024年03月利用料）より、翌月のコンビニエンスストアお支払い用の請求書発送を終了させていただきます。

なお、ご不明な点などがございましたら、下記のお問い合わせ窓口までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

敬具

■お問い合わせ先

匠ワランティアンドプロテクション株式会社 お問い合わせ窓口

<https://takumiwp.co.jp/contact-us/>